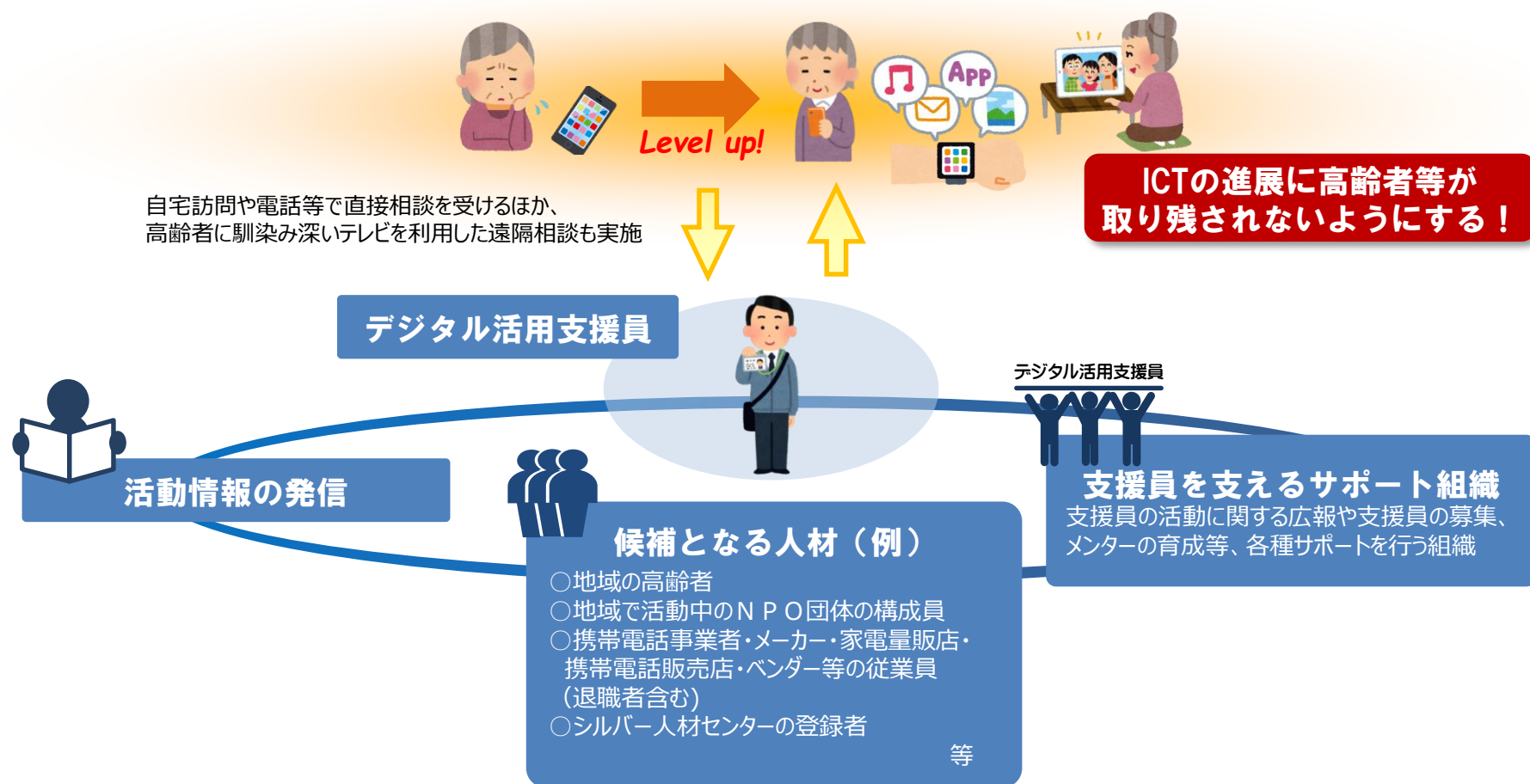


令和2年度 デジタル活用支援員推進事業 地域実証事業 公募要領に係る補足説明資料

令和2年4月
総務省 情報流通行政局
情報流通振興課 情報活用支援室

高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）がICT機器を利活用することで、AI・IoTによる恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができるようにするためには、高齢者等が、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人からICTを学べる環境が必要である。そのため、「デジタル活用支援員」制度の仕組みを検討する。

【イメージ図】



本事業の目的

本事業は、地域において支援員を集め・育成し、高齢者に対して活動を行い、その結果を内外にアピールする一連のフローについて実証を行い、そのフローに関するモデルを確立するものである。

デジタル活用支援員(仕組みのイメージ)

<地域>



・地域で、高齢者等の求めに応じ、又は自ら働きかけて、スマートフォン、AIスピーカー・AI家電等のICT機器・サービスの利用に係る相談機会を提供
(公民館等の施設での相談会の開催等)



デジタル活用支援員

(候補となる人材(例))

地域の高齢者、地域で活動中のNPO団体の構成員、携帯電話事業者・メーカー・家電量販店・携帯電話販売店・ベンダー等の従業員(退職者含む)等

デジタル活用支援員運用団体(本事業でいう「協議会」)によるサポート

- デジタル活用支援員の確保・人材育成
(ex ICTに関する基礎的な知識や高齢者等とのコミュニケーションのあり方等)
- 支援員への活動の進捗管理
- 相談会の周知広報・開催準備
- 相談会の運営
- 支援員の活動に必要な費用の支払い(交通費等) 等

→ 具体的な支援員の活動については、令和元年度「デジタル活用支援員に関するモデル構築に係る調査研究の請負調査報告書」をご参照ください。(ただし本年度事業において相談会で教える内容は、この報告書にあるような「スマホの使い方を教える」という内容のみですと、採択されませんのでご注意ください。(公募要領では教える内容に「マイナンバー制度に関することを含む」とあります。)

【提案主体に係る要件】

ア 本事業への参加は、**民間事業者等**（当該地域における、民間事業者、社団法人、財団法人、NPO、社会福祉法人、自治会など）や**市区町村を構成員に含む協議会の団体**（設立予定も含む）であることを条件とする。（**実証地域における市区町村は必須。**）

→ 協議会構成員数には特段の制限はありません。

イ 協議会の構成イメージ（下記）を参照。

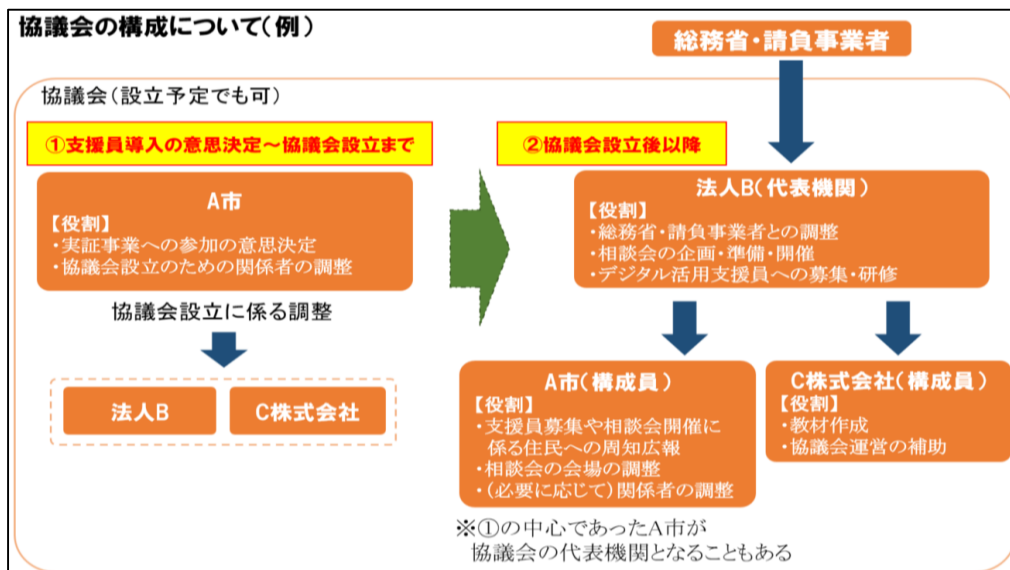
→ イメージは一例であり、どの団体が代表機関になるかも含め、協議会の役割分担については、提案者にお任せしております（従って協議会の設立を市区町村以外が行っても問題ありません）。なお、各地域の実証モデルを明確にさせるため、程度にかかわらず事業に関わる全ての団体が協議会にご参加ください。

ウ 協議会の**法人格の有無は問わない**。

エ 協議会の設立を示す書類、または設立予定の**協議会に参加する意思があることを示す書類（同意書又は参加証明書等、様式任意）**を提出すること。

→ 協議会の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであっても問題ありません。また、実証地域外に所在する民間事業者等が協議会の代表機関となっても問題ありません（ただし実証地域と近隣の者に限る）。

オ 協議会は、**構成員のうち代表機関（法人格を有するもの又は市区町村に限る。）**を選定すること。代表機関は、協議会を代表して、本事業に係る連絡調整や採択後の契約等を行うものとする。



【応募要件】

- 代表機関が、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
- 代表機関が、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 構成員に中に、以下の暴力団排除対象者に該当する者が含まれないこと。
- ①不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ②不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 上記暴力団排除対象者を知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- 本応募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

【モデル化の要件】

提案にあたり、モデル化のため、協議会構成や支援員の属性において、以下のいずれかの要素に分類したうえで提案する。

ア 協議会構成員

A	当該実証地域における情報系の大学・高等専門学校が含まれる
B	当該実証地域における通信・放送事業者が含まれている
C	当該実証地域における携帯電話販売店が含まれている
D	当該実証地域における家電大型専門店・電気機械器具の小売を業とする者が含まれている
E	当該実証地域における上記(B～D)以外のICT系企業が含まれている
F	当該実証地域において、ICTに関する専門的地域活動を行っている団体(任意団体含む)が含まれている
G	上記の事業者等が全く含まれない

イ 支援員

A	当該実証地域における情報系の大学・高等専門学校の学生が含まれる
B	当該実証地域における通信・放送事業者職員(OB含む)が含まれる
C	当該実証地域における携帯電話販売店員(OB含む)が含まれる
D	当該実証地域における家電大型専門店・電気機械器具の小売を業とする者(OB含む)が含まれる
E	当該実証地域における上記(B～D)以外のICT系企業職員(OB含む)が含まれる。
F	当該実証地域において、ICTに関する専門的地域活動を行っている団体(任意団体含む)の構成員が含まれている
G	当該実証地域において、ICT以外に関する何かしらの地域活動を行っている者が含まれている。
H	上記のような者が全く含まれない

ウ 当該地域におけるICT系企業等の有無(○×で分類)

当該実証地域内に、上記のような情報系の大学・専門学校、通信・放送事業者、携帯電話販売代理店、家電大型専門店、その他ICT系企業が存在するかどうか。

→モデル化の要件は複数選択可であり、優劣(BよりもAが良い評価を受ける等)はありません。

→「様式2」実施計画書のモデル化分類においては、実証地の地方公共団体が過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法に基づき指定されている地域)であるかどうかも記載すること。

※参考:総務省ホームページ(過疎対策)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

【業務実施上の要件】

ア 実証を行う地域について指定する。（（例）自治会区、小中学校区、市域等）

イ 業務実施体制を明確にするため、代表機関から管理者を指名する。

ウ 業務の打合せは、総務省又は総務省が別に定める者（以下「請負事業者」という。）からの要請に基づき実施する。

エ 国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている取組は対象外とする。

ただし、本事業対象部分と、本事業以外にその財政的支援を受けて実施する「関連業務」の対象部分との業務範囲・費用が明確に区分され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。

オ 事業の全部又は主要部分を協議会以外の第三者に委託し、または請け負わせて実施してはならない。

【実証事業の内容】

想定される実証事業フローについて(例)

(1) デジタル活用支援員実施の意思決定～協議会設立準備

- ① 実証地域での支援員の提案主体(協議会)の組織化
ex
・デジタル活用支援員実施(本事業への参加)の意思決定
・関係者を調整し、協議会の設立

当該実証地域の
市区町村が中心

(2) 協議会設立～相談会実施準備・開催

- ② 支援員の確保(募集・研修等)
③ 相談会の計画・運営
ex
・相談会開催に係る住民への周知広報
・相談会の内容検討及び教材の作成
・相談会の会場確保と必要機材等の準備
・相談会の開催及びフォローアップ

当該実証地域の協議会(代表機関)が中心

(3) 実施後の処理

- ④ 同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証
※活動に関する積極的な周知・広報発動

① 協議会の組織化(上記フロー例では市区町村中心)

ア 本事業への参加の意思及び実証地域を決定し、**支援員の活動をサポート・管理する団体(協議会)を組織化**する。

イ 協議会は、**民間事業者等や市区町村(必須)**により構成する。

→本事業内で、終了後の継続的な活動の検証(体制、資金等)と具体的な計画作成まで行う必要があります。

②支援員の確保（募集・研修等）（前ページフロー例では、これ以降代表機関中心）

ア 実証地域に在住又は支援員としての活動の都度の実証地域に移動可能なICT企業の社員（OB含む）、NPO法人職員、大学・高専等の学生、その他地域における高齢者のICTリテラシー向上に関心のある人材等から、**支援員として活動に関心のある者を募集等により確保**する。

イ 上記アで確保された支援員に対して、後述③の相談会の内容に応じた研修を実施する。（後述請負事業者のサポートあり）なお、協議会の構成員が同時に支援員となることは妨げない。

③相談会の計画・運営（請負事業者のサポートあり）

ア **実証地域の高齢者のニーズを鑑み、相談会の内容について検討・企画**する。ただし、その中には**マイナンバー制度に関する内容を必ず含む**。

→相談会の時間の指定はありません。

→マイナンバーカード取得手続から利用方法、マイナポイント等幅広く想定しており、内容は提案者にお任せしております。

→請負事業者からのサポートは、あくまでも「支援員に対する研修」や「相談会の計画、運営」についての助言、補助を想定しており、その費用は無料です。

イ 上記アの内容に応じた教材を作成する。

ウ 実証地域の参加者（※）を推計し、相談会実施に適切な会場を確保、机・椅子・黒板・通信環境など、**相談会実施に必要な環境を整備**する。会場については、学校、公民館、図書館、郵便局、自治会館、児童館、社会福祉協議会事務所などの公共施設のほか、私塾施設、企業の会議スペースなども含め、継続利用をしていくにあたっての課題を検証すると同時に、**選定にあたっては、耐震・耐火等の施設の安全性を確認**する。

※本事業の趣旨を鑑み、主な参加者は高齢者を想定しているが、相談会にその他の参加者が含まれる場合も排除するものではない。

→スマートフォンやタブレット、PCのレンタルまたは購入を可能としているが、「公募要領6(6)残存資産の取り扱い」に記載のとおり、10万円以上等のものは事業後は所有権が総務省に移るため、その後は無償貸付の手続が必要(公募要領6(6)①)です。また、10万円未満であっても、事業後の取り扱いは協議により決定(公募要領6(6)⑧)されます。

→支援員への謝金、協議会事務局の人件費の有無については、提案者にお任せしています。

エ 日時・場所・内容が定まったのち、実証地域の高齢者を対象に、**相談会開催に係る周知広報活動**を行う。

オ 相談会を開催する。回数は実証期間中に実証地域において**3回以上**とする。

④同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証（提案時に必ずしも記載の必要はない）

→継続的な支援体制の検証（体制、資金等）は、提案時点では必須ではありません（ただし事業期間内に実施する必要があります）が、記載すれば加点されます。

ア 本事業終了後も自立的に高齢者のICTリテラシーを向上させる取組が**継続できるように**、上記の取組も踏まえ、**体制や資金等の観点での分析・検証**を行う。

イ **令和3年度以降の具体的な計画を作成**する。

【総務省が指定する請負事業者によるサポート】

本事業の実施にあたり、請負事業者が、上記②イ（支援員への研修）及び③（相談会の計画・運営）について**助言・補助を行うこと**としており、協議会が希望すればこれを受けることができる。

【応募するにあたっての留意事項】

ア 事業の実施過程において**個人情報を取り扱う場合には、十分に配慮**すること。

イ 事業期間中及び終了後において、本事業で用いた教材、得られたノウハウ・知見等について、**周知・広報活動を積極的に行う**こと。

ウ 総務省が実施予定の**中間評価会及び成果発表会（東京で開催予定）**において、資料を作成し**成果発表**を行うこと。

エ 本事業については、**有識者会議と連携しながら行う**ため、情報提供、意見交換等に協力すること。

【事業費】

本事業の実施にあたって、協議会構成員の所有するものを最大限活用することを前提としつつ、不足分を補うために必要な費用として、請負事業者がその請負業務の範囲内において、1協議会あたりの上限（目安）を300万円（税込）として支弁する用意がある。費用として認められるものは主に以下のものを想定。

→会場費、印刷費、相談会開催に必要な物品の購入・レンタル費、事務局運営費用、支援員への交通費等加えて、以下の費用は認めない。→ネットワーク設備等何かしら工事を伴い施設に改修を加えるもの

→費用の計画については、提案時に提出いただき、採択候補となった後、内容と照らし合わせ、効率性・妥当性などを鑑み削除・修正していただくことがございます。

【採択先候補の選定】

外部有識者による書面審査（必要に応じてヒアリングも実施）に基づき、採択先候補を選定する。審査を通過した提案者については、総務省より別途連絡する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出や補正を求める場合がある。なお、審査過程で落選したものには特段の連絡はしない。

次に掲げる項目に基づき、地域・モデルのバランス、取組の特色等も踏まえ、総合的に評価する。

① 公募要領「2 実証概要（3）実証地域要件」及び「4 応募の資格」の各項目を満たしている。

② 提案内容が優れたものである。

ア 公募要領1に掲げる実証の目的に沿ったものである。

イ 公募要領5（1）において、

a 協議会が、地域に密着した多くの構成員により構成され、明確な役割分担のもと、地域において多大な効果が見込まれるかどうか。

b 多くの支援員の確保が見込まれるか、またその支援員への研修が十分なものになっているか。

c 相談会の企画が具体的かつ特色のあるものになっているか。また地域の高齢者のニーズを踏まえたものになっているか（障害者を対象とした内容の場合は特に評価）。

d 相談会の周知広報が、多くの参加者が確保できることが見込まれるものになっているか。

e 相談会以外に、何らかの支援員の活動が予定されているか。

f 同地域において、実証終了後も高齢者のICTリテラシーが向上するような取組が、継続するような工夫がみられるか。

ウ 費用の用途について、無駄のない効果的なものとなっているか。

エ 全体を通じて（特に支援員の活動内容）、創意工夫に溢れたものになっているか。